

# 安全運転管理者の業務として 「アルコール検知器を使用した」 酒気帯びの有無の確認が義務化されます。

## 安全運転管理者の選任・業務

- 自動車の使用者(事業主)は、乗車定員が11人以上の自動車1台以上、またはその他の自動車5台以上を使用する事業所ごとに1人選任する義務があります。
- 安全運転管理者は運転者に対し、交通安全教育などの指導や安全な運転の確保のため必要な指示などを行います。

※詳しくは、道路交通法第七十四条の三等を参照ください。

## 道路交通法施行規則の改正

〈令和5年8月15日 内閣府令第62号〉

### 2023年12月1日から施行

#### 道路交通法施行規則【第九条の十(六)】

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、**アルコール検知器を用いて確認を行うこと。** ※呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。

#### 道路交通法施行規則【第九条の十(七)】

前号の規定による確認の内容を記録し、及び**その記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。**

## 「目視等で確認する」について

運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

直行直帰の場合でも、酒気帯びの有無の確認は必要です

### ●対面が原則。対面での確認が困難な場合

- ①カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
  - ②携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法
- 等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

## 「確認内容の記録」について

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録。

- (1)確認者名 (2)運転者 (3)運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4)確認の日時 (5)確認の方法 対面でない場合は具体的方法 (6)酒気帯びの有無 (7)指示事項
- (8)その他必要な事項

### ●2023年12月1日から

上記に加え、アルコール検知器の使用の有無。

## 「アルコール検知器の常時有効保持」について

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいいます。

このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

※警察庁の資料を基に作成しております。

より適確に実施して頂くため、J-BAC(アルコール検知器協議会)基準に適合したアルコール検知器をご使用ください。

「ソシアクシリーズ」は全て、J-BAC(アルコール検知器協議会)基準に適合した認定品です。



ソシアク  
(SC-103)



ソシアク・エックス  
(SC-202)



ソシアク・アルファー  
(SC-402)



ソシアク・アルファーネクスト  
(SC-403)



ソシアク・ネオ  
(SC-502)



ソシアク・プロ  
(SC-302)

データ管理型プロ仕様タイプ  
運送事業者様対象の法令に対応した

お問い合わせについてのお問い合わせは



(一財)全日本交通安全協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 電話(03)3264-2641  
FAX(03)3264-2682 <https://www.jtsa.or.jp>

お問い合わせについてのお問い合わせは



中央自動車工業株式会社

〒530-0005 大阪市北区中之島4-2-30 電話(06)6443-5829  
FAX(06)6445-8573 <https://www.sociac.jp>